

NTTは50歳退職再雇用制度を廃止せよ!!

LALUZ

2007年11月7日(水)第51号

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 横林 賢二

連絡先: 尼崎市西長洲町2-2-1 NTT 尼崎別館内

Tel.090-1070-6839 Fax.078-796-2434

Eメール: w-nkanro@cpost.plala.or.jp

東京地裁 NTT企業年金の減額認めず

NTTグループ67社が全面敗訴

NTT側は11月2日控訴

NTTが国を相手取って起こしていた行政訴訟は10月19日、東京地裁にて判決が言い渡され、原告NTTグループ67社側の全面敗訴となった。

これに対し、NTT側は11月2日、控訴をおこなった。

これより先、10月19日判決後の夕刻から、「不同意の会」と「反対する会」が合同して結成した訴訟参加団の報告集会が行なわれた。

集会では、訴訟参加団の代理人である加藤晋介弁護士(N関労顧問弁護士でもある)から報告を受け、参加者一同、受給者、NTT労働者への報告活動を強めようと決意しあった。

この企業年金をめぐる行政訴訟は、NTT側が、受給権者が受け取る企業年金給付を確定利率(7%もしくは4.5%)方式から市場金利連動型へ変えて、給付減額をめざしたもので、これを監督官庁である厚生労働省が、不認可としたことに対してNTT側が訴えたもの。これには受給権者の集まりである、「全国連絡会」や「反対する会」、「不同意の会」が、改悪されたら被害をうける当事者として訴訟参加していたが、今回の判決は、平成14年度以降、NTT東西は年間約1000億円前後の当期利益を計上し、約600億円程度の株主配当を実施している。資金運用利回りは平成15年度9.5%、16年度9.3%、17年度17.12%となり、掛け金拠出は可能、受給権者(労働者)に対する減額は認められない、とした。



(判決後の「反対する会」「不同意の会」の報告集会)

判決は、NTTの主張を俎上に載せた上で完膚なきまでに論破している。

判決は年金が生活の基盤の一部になっていることにも留意しているにもかかわらず、会社側は、これまで会社の利益、株主配当確保のために、受給権者には「つぶれたらどうする?」と脅し、NTT・OBやNTT労組・OBを使い、受給者に同意書に判を押せ、と執拗に迫っていたことは記憶に新しいところだ。

N関労は、判決が出たあと、10月24日に、NTT西日本に対して「控訴を断念するよう、他のグループ会社に要請せよ」と要求書を提出していたが、これにもかかわらず、会社側は2日に控訴をおこなったものである。

控訴審の予定は未定であるが、「NTTの常識は社会の非常識」であるだけに、早期の判断が出るものと想定されている。

対西本社会团体交渉記録

2007.10.24 於:神戸

(組合側文責)

マーケティング推進業務の

地域エリア展開について

組合) 要求書の回答期限を10月22日としていたが、届いたのが22日の18時30分を超えていた。

会社) 22日には変わりがない。決済が必要で遅くなった。

組合) 17時30分までに届かないと当日受け取ったことにならない。今後は改めていただきたい。

会社) 了解。遅れるようなら連絡する。

組合) 地域エリアの増員の件に対する、具体的資料は無いのか。それとも出せないのか。

会社) 職場の課長から口頭で報告されたと思うが、それ以上のものは特段無い。

組合) 当組合への説明もなく、なぜ職場説明(10月11日)が先行したのか。

会社) 本件は人事異動であり、会社の専権事項であるが、昨年の交渉経緯もあり、職場で説明させてもらった。団体交渉を形骸化するものではない。

組合) 単身赴任が伴う。労働条件の変更ではないか。

会社) 結果として単身赴任者が伴う人も出てくるといふことである。すべてが単身赴任ではない。

組合) 福岡、名古屋は、なぜ期間を延長しなければならないのか。更にNTTの占めるシェアは、納得させる為の資料はないのか。

会社) 他社の伸び率の資料を提示する(H16年~18年までの他社の光回線販売数および伸び率のみ。自社の販売数さえ提示せず)。

組合) これだけでは納得できない。NTTのシェアおよび伸び率は、

会社) NTTも同程度の伸びを確保している。企業と

して他社の伸びを食い止めようとするのは当然である。どれだけの人数が必要なのか7セントで人材を活用。トータル的に考えて関西圏から人の配置をする。名古屋、福岡の競争が厳しくなっているという中で判断である。

組合) この提示された資料では他社の伸び率(愛知県、福岡県)が下がってきているではないか。

会社) 数が伸びてきているのは事実。

組合) シェアは関西が一番低い関西を増やすのが筋ではないか。

会社) 西日本単位での営業を考えている。

組合) NTTの販売実績からすると地域会社の販売数が圧倒的。マーケティング営業PTは1%にも満たない。地域も知らない、営業の経験もない人にやらせて戦力強化になるのか。

会社) 会社として有意義だと考えている。

組合) 有意義というのは感覚の表現である。感覚で営業するのか。

会社) 今回の人事は感覚ではない。

組合) 延長、増員の理由として他社との競争激化に対応するというのであれば、地元の人材を有効に活用することであり、T組合員のように、わざわざ大阪方面から単身赴任までさせる必要はない。

会社) 限られたパイの中での配置であり、全て地元の社員の配置がベターとは言えない。現行、地元、地域会社の営業で働いている人もあり、本社とそれぞれ機能が違う。

組合) 5セントから7セントになって、マーケティング営業として成果は上がっているのか。

会社) 上がっている。具体的なデータ分析は今からである。

組合) 福岡、名古屋をあわせ25名という増員根拠は?

会社) 福岡、名古屋にどれだけ必要なのかという検討は昨年の段階からしてきた。福岡、名古屋にもっと多く増やしたいが関西の実情もあるので、総合的判断からである。

組合) 何故11月の異動なのか。延長するなら4月でもいいのではないか。子供の学校の問題もあり、この時期の異動は社会的に見ても問題だ。

会社) エリア展開は必要と言う事で昨年12月立ち上げたわけだが、もう少し早い段階での増員も考えていた。一年間検討して今回の提案となった。

組合) T組合員の福岡への異動について当初、会社は1年程度と言っていた。約束を守って欲しい。延長といっても倍の2年、それ以上になるのは納得できない。

会社) 約束したものではない。帰す予定はない。

組合) 来年4月の異動はあるのか。

会社) 今はわからない。

組合) 来年4月以降、満了型を選択した人が福岡、名古屋にいきなり配転させられることはあるのか。

会社) 今は明確に出来ないが、考えづらい。

組合) 現在、福岡、名古屋のエリアで単身赴任している人数、自宅から通勤している人数を調査し、報告してほしい。

会社) 了解。

組合) 当組合員に内示があった場合、団体交渉を行う。日程的に切羽詰っている。交渉の日取りには配慮していただきたい。

会社) それには応じる。

(以上)

すべての労働者に権利を・ 地域労働運動の新たな創造へ

ひょうご地域労働運動連絡会第4回総会



ひょうご地域労働運動連絡会第4回総会が1月3日、神戸市にて開催された。

1987年総評解散後、地域の運動が衰退している現状から労働運動の再強化に向け論議が始まった同連絡会だが、阪神・淡路大震災では、10万人とも言われた大量解雇が発生した。この反省から04年に「ひょうご地域労働運動連絡会」が結成され、私達N関労も加盟し、労働運動の再強化に向けて頑張っている。

派遣・パート・アルバイトそして正規労働者が同じ職場で、同じ仕事をしているにも関わらず、賃金に大きな開きがある現実から「すべての労働者に権利を・地域労働運動の新たな創造へ」と、これまで以上に、交流と学習をしていこうと確認しあった。(横林)

おふさいど

名古屋・福岡増員の根拠は？

なんともはや、摩訶不思議な交渉でありました。「福岡、名古屋PTをなぜ延長、増員」するのか。交渉にあたり、会社に資料を要求していたところがです。会社から示された資料は7センチ(福岡、名古屋を含む)各々の上半期におけるフレッツ光回線販売数およびアンケート取得数と16年から18年までの愛知県と福岡県の他社ひかり回線契約数とその対前年伸び率のみ。

皆さんはもうお分かりでしょう。この資料には「NTTと他社」「福岡、名古屋と他府県」「福岡、名古屋の販売実績とPT販売実績」など、比較、検証すべき数字がことごとく省かれていることを。まさか自社の販売数まで明らかにしないとはいやいや蛇足となる由、止めときましょう。(kanet)

そこで推理小説がお好きな方はこんなことを思い浮かべるのでは・・・犯人は警察の追及を逃れるため、ありとあらゆる証拠を消し去る。しかし、それがあまりにも不自然なことからかえって疑われる羽目になり、最後は墓穴を掘る、という例の展開ですワ。

たぶん、会社は「福岡、名古屋PTを延長、増員する根拠は何も無い」ことを暗に言いたかったのでしょうか。

では「福岡、名古屋PTを延長、増員」するその動機は何か？

これももうお分かりのことと思います。それは・・・いやいや蛇足となる由、止めときましょう。(kanet)

待ったなしの闘いの連続

長かった夏の終わりを告げる涼しい風が神戸の町並みを吹き抜ける9月29日、西N関労第6回定期大会が神戸市勤労会館で開催された。今次大会は、結成から5年が経過し、一皮むけた西N関労としてさらなる飛躍をめざす節目の大会となった。

たった1名で結成された西N関労にとって今回の大会は大きな意味合いをもっていた。と言うのも、この1年間で1名もの新組合員が誕生したからである。いずれの新組合員も会社と毅然として対決する意思をもった仲間である。

総括の討論では、単身赴任手当を支払わない会社に対して団体交渉での追及、第三者機関への提訴を通じて支払させた(本誌既報)闘いや、成果主義賃金に対する闘い方について活発な意見が出た。

また、地域会社の仲間からは「心線管理データの改ざん」について会社が曖昧に処理しようとしていることに対し、N関労組合員が中心となって追及しているという報告がされた。

課題も多い。特に新入組合員のD君は来年の雇用形態選択では満了型を決意しているが、家庭は車椅子が欠かせない母親と二人暮らしであり、都市部への強制配転は是が非でも食い止めなければならないこと。

また、休日に行なった全社員販売を時間外労働と認めさせ、未払い賃金を請求する訴訟を起こしているM君の初公判と、待ったなしの闘いが続く。西N関労の力量が問われている。

大会では、横林新委員長をはじめ、以下の新役員を選出し、大いなる飛躍を全員が決意しあった。

執行委員長	横林 賢二
副執行委員長	島本 保徳
書記長	兼廣 英治
書記次長	那須 弘美
執行委員	吉川 雅雄、山下 悟、 富永 隆之、松岡 功倫
特別執行委員	佐野 修吉
会計監査	池田 和則

「全社員販売」に問題あり!

「未払い時間外手当」を支払え!!

当労働組合組合員である松岡功倫さん(ネオメイトITオペレーションセンタ勤務)は8月17日、ネオメイト兵庫時代の「全社員販売」「Web 学習」実施時のサービス残業強制による残業代が未払いであるとして、ネオメイト兵庫社の業務を引き継いだNTT西日本兵庫社とNTTネオメイト両社を相手取って、「未払い賃金等請求事件」として大阪地裁に提訴したが、このほど10月26日、第1回公判が行われた。

第1回公判では双方の書面確認と次回公判を決めて終了した。

第2回公判は12月7日(金)10時15分から大阪地裁610号法廷で行なわれる。詳しくは当労働組合横林090-1070-6839まで。

いま地域から新たな生活賃金運動を

尼崎市 リビング・ウエッジ条例をめざして

11月2日に尼崎市立労働福祉会館にて、「尼崎からリビング・ウエッジ条例の制定を目指そう」とする集会があった。

10月4日の市議会で、「公正労働基準確保に関する条例制定等についての陳情」が採択され、その実現に向けて動き始めている。

「リビング・ウエッジ条例」とは、生活できるに足りる一定水準以上の賃金を支払わなければならない事を条例で定めようとする運動です。各自治体傘下で働く労働者が安い賃金で働かされ、より安い賃金に追い込まれている事に歯止めをかける運動である。

派遣社員からは、「使い捨て」にされようとしている実態の報告がされた。正規労働者の減少、有期雇用者の増大と貧困層の拡大が問題視されている今日、この運動の重要性を感じた集会だった。(那須)